

平成27年（2015年）2月19日

姫路市長 石見利勝 様

姫路市個人情報保護審議会  
会長 菅尾英文

社会保障・税番号制度の導入に伴う個人番号カードを利用した証明書の交付に係るシステムのオンライン結合による提供の制限に関する意見について（答申）

平成27年1月21日付で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。  
なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

#### 記

#### 適当と認める理由等

##### 1 本件システムの公益上の必要性について

社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）により導入される個人番号カードは、希望者のみに交付されるものですが、本人確認及び個人番号の真正性確認に利用できることから、その普及により窓口事務の効率化につながることを期待されています。

更に、個人番号カードの普及促進を図るため、自治体独自の市民サービス向上の目的から住民票等の各種証明書のコンビニ交付の付加価値を付ける自治体が増えつつあり、マイナンバー制度導入に伴い実施を予定している自治体は、全国で600市区町村とも言われています。本市においても、個人番号カードの交付が始まる平成28年1月を目処に導入が予定されており、市民の利便性向上の観点からは有効なサービスであると考えられます。

##### 2 オンライン結合による個人情報の提供について

コンビニの端末で各種証明書を発行するためには、本市システムを地方共同法人「地方公共団体情報システム機構」が運用する証明書交付センターと接続することとなります。

その際、使用する回線は、行政機関間をつなぐ専用回線である総合行政ネットワーク回線を利用するため、外部からの接続及び侵入が出来ないことに加えて、個人番号カードという公的個人認証機能を持ったカードを使用することから、個人情報の保護の観点からも安全な措置が施されていると認められます。

また、交付される各種証明書の表裏には、高度な偽造改ざん防止対策が施されているため、発行後の保護措置もなされていると考えます。